

安平町では、平成 28 年度の臨時福祉給付金（経済対策分）の  
申請受付を 3 月 1 日より開始しています

◆臨時福祉給付金とは

平成 26 年 4 月に実施した消費税率引き上げに伴う所得の低い方への影響を緩和する  
目的で給付されるものです。

◆給付対象者は？

以下の要件を全て満たす方が対象となります。

①平成 28 年 1 月 1 日時点で安平町に住民登録がある方。

②平成 28 年度町民税（均等割）が課税されていない方。

（課税されている方の扶養親族となっている場合や生活保護制度の被保護者の方は、  
対象外となります。）

◆給付額は？

給付対象者 1 人につき 15,000 円（平成 28 年度中 1 回のみ給付です。）

◆申請期限はいつまで？

3 月 1 日～5 月 31 日

◆いつ支給されますか？

申請書を受け付けてから、およそ 1 か月以内の支給を予定しています。



安平町では、3 月 1 日に臨時福祉給付金に該当すると思われる方に申請書  
を郵送していますが、該当すると思われる方で、申請書が届いていない方や  
該当するかどうかを確認したい方は、健康福祉課までお問い合わせください。

▶ ご注意 ◀

申請時期や支給時期は、各市町によって異なります。

この給付金に関して、給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報詐取」にご注意ください。

●安平町や厚生労働省などが、ATM（銀行やコンビニの現金自動預払機）の操作をお願いするこ  
とは、絶対にありません。

●安平町や厚生労働省などが住民の皆様の世帯構成や生年月日等の個人情報を照会することは、絶  
対にありません。

給付金に関する問合せ

健康福祉課福祉・住民サービスグループ ☎252411